

令和3年度第7回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和3年度第7回定例松本市教育委員会会議録

令和3年度第7回定例松本市教育委員会が令和3年10月28日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和3年10月28日（木）

議 事 日 程

令和3年10月28日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[報告]

第1号 松本城公園の活用許可基準について

第2号 令和4年松本市成人式の開催について

第3号 まつもと子どもの権利ウィーク期間における子どもの博物館入館料の無料化について

第4号 令和3年松本市議会9月定例会及び決算特別委員会の結果について

第5号 松本市社会教育委員の活動報告について

第6号 史跡松本城に適した浚渫工法の選定について【非公開】

第7号 指導上の措置について【非公開】

[周知]

1 「まつもと子どもの権利ウィーク」の創設と事業実施について

2 史跡松本城南外堀発掘調査現地説明会の開催及び動画の配信について

[その他]

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
//	橋 本 要 人
//	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援センター長	高 野 毅
生涯学習課長 兼 中央公民館長	高 橋 伸 光
文 化 財 課 長	竹 原 学
城郭整備担当課長	竹 内 靖 長
博 物 館 長	木 下 守
松本城管理課長	勝 山 裕 美
城郭整備担当	鈴 木 幹 彦

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
// 係長	小 澤 弥 生

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和3年度第7回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 ただいまから、第7回定例教育委員会を開催いたします。

コロナもようやく落ち着きを見せているところですが、一昨日ですか、中野市でクラスターと思われるケースが発生したというニュースがありました。6人の生徒さんが感染したということで、幸い、松本市内では落ち着いていますけれども、夏休み前のことを考えると本当にいつ起こっても不思議ではないと思います。どういう状況で集団感染が起きてしまったのか、落ち着いた頃に原因などを伺いながら松本市の対策に生かしていきたいと思っています。

そして、ご承知のとおり松本市では感染に関わる学校運営ガイドライン、皆さんにご協議いただきながら5回の改訂を行っておりますが、冬に向けて、オンライン学習、それから橋本委員からご提案をいただいた学年別の対応策、これらを反映させた原案を練っていますので、近いうちに皆さんにご提示ができるかと思えます。その中で第6波に備えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それからオンライン学習についても、今、校長面談を行っておりますけれども、どうしても学校間で凸凹はありますが、かなり工夫をして各学校でオンラインを活用しているようなところもあります。例えば、午前中は普通に授業を行って午後は家に帰ってオンラインで各家庭から一斉に授業をやってみるとか、それから主には不登校の子どもたちへのオンライン学習ということで活用が進んでいまして、一人1台端末を使うことをきっかけにこれまで接触が図れなかった、学校に来られなかった子どもたちが授業を受けてみたいというような意欲も出てきているといった例もありますので、さらに活用を進めていきたいと思っています。またどこかでご報告したいと思っています。

橋本委員 コロナに関連してですが、今朝のニュースをみていると、アメリカのFDAが5歳から11歳のワクチン接種について、3分の1の用量で許可を出したことを受けて、日本でも検討するという事です。いずれその連絡がくるということで、振り返ってみると、①教職員のワクチン接種が遅れたこと、それから②12歳から18歳の子どもたちについても塩尻市よりも遅れを取ってしまったということもあり、5歳から11歳については、国から許可が出ることを見越して、もしそうなった場合に今までの反省を含めてどういう対応がいいのか

か、遅れることないように事前の準備、ご検討を進めていただければと思います。

教育長 はい。ありがとうございます。

それでは会議録の承認をお願いいたします。事務が遅れて申し訳なかったのですが、令和3年度第1回定例、第2回定例、それから少し飛びまして第4回臨時教育委員会の会議録についてはよろしいでしょうか。それではご承認いただきましたのでホームページに公開していきたいと思えます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は、小柳委員と橋本委員をお願いいたします。

《議案審議》

教育長 それでは議事に入ります。

はじめに、前回文化財課の報告の中で訂正を1か所したいということですので、よろしくをお願いします。

文化財課長 文化財課長の竹原です。すみません、お時間をいただきます。

9月に開催しました第6回定例教育委員会におきまして、松本市登録文化財の登録についてお諮りをさせていただきました際、文化財に係る固定資産税等の優遇措置についてのご質問に対しまして、誤った回答をしてしまったものですから、お詫びして訂正をしたいと思います。

市の登録有形文化財について、固定資産税の減免はどうなっているかという質問で、国登録の文化財に準じた免除があるというようにお伝えしたんですけれども、実際には市の登録文化財については減免等の優遇措置がございません。県や市の指定文化財については課税免除等の制度があるんですけれども、市の登録文化財についてはないというところを、国に準じてあると言ってしまったものですから、誤った情報ということで一旦メールでもお知らせいたしましたけれども、この場できちんと訂正をさせていただきたいと思えます。

申し訳ございませんでした。

教育長 確認ですが、国登録は固定資産税の減免があるということですか。

文化財課長 国の登録は土地と家屋それぞれに、土地については2分の1減免、それから

家屋については課税標準特例により2分の1を減ずるという規定になっております。市の登録文化財についてはこの規定は今のところないということです。

教育長 はい。分かりました。

ただいまの件について何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。いずれは市の登録も所有者の方の負担の軽減のために検討していただければと思います。

文化財課長 税の優遇については、平成30年度まで国の指定文化財以外は県も市も指定文化財に対する優遇制度全くありませんでした。それを国に準じて県や市の文化財についても文化財指定するということになりますと、その個人の所有物、動産、不動産に対する財産権の制限というような形になってしまうものですから、税制においては少し優遇して、少しでもということで、市税条例を改正させていただいたところです。

国の登録とは、確かに差があるんですけども、これに関しては逆に国の登録にはない、市の登録ならではの優遇制度として、耐震をするときの補助金が国の場合は設計監理しかないのに対して、市の登録文化財はその工事本体に補助制度があるということで、そことの相殺でという形で今は制度としてありますが、そういった制度全体の在り方について検討した上でよりよい在り方というものを生み出していくという形で引き続き取組みを進めていきたいと思っています。

教育長 はい。よろしく申し上げます。それでは、この件はよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本日の案件ですが、報告が7件と周知が2件ですが、地教行法の第14条7項によって、教育委員会の会議は公開することとされていますが、ただし人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるとの規定がございます。このことに基づきまして、報告の第6号「史跡松本城に適した浚渫工法の選定について」このことについては、今後の市の契約につながっていく案件ということで市がまだ公開をしていないため非公開としたということ。それから報告第7号は「指導上の措置」ということで個人情報を含むため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 はい。ありがとうございます。

報告第6号と第7号は非公開としますので、最後に協議をすることといたします。なお、第6号につきましては公開決定後に資料と会議録は公開していきたくと思いますのでお願いします。

<報告第1号> 松本城公園の活用許可基準について

松本城管理課長 報告第1号「松本城公園の活用許可基準について」説明

教育長 ありがとうございます。数年前に話題になった松本城公園の活用ということですが、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

橋本委員 質問です。まさしく問題になったビアフェスについて、活用許可基準③のプロモーション効果といったPRが図れるような内容があれば許可されるという理解でいいですか。

松本城管理課長 ビアフェスやそば祭りに関しましては、もう少し検討の余地があると思っています。有料区域ではない黒門の外で、天守の後ろに北アルプスが見える景観のポイントがあります。写真撮影などで人気の場所が、イベントのテントで見えなくなってしまうようなことは避けたいと思っています。昨年度と今年度はコロナのために中止となっておりますが、来年度以降これらのイベントに関するご相談があれば、博物館の前や二の丸御殿跡をご利用いただくよう交渉を進めてまいりたいと考えています。

教育長 よろしいですか。

橋本委員 はい。

教育長 他にはいかがでしょうか。

佐藤委員 同じく3の松本城公園の活用許可基準の中で、「誘致したロケ・撮影」というところ、もしくは「松本市のPRを図ることができ、誘客効果やシティプロモーション効果を得られるもの」ということですが、今はコロナでインバウンドが止まっていますけれども、以前、企業が海外のユーチューバーの方を招いて、松本城などで撮影をして誘客を図るというようなことがあったかと思いません。また、そういった企業の場合であればきちんとした申請等必要かと思うんですが、個人による撮影等はどこが線引きになるのか、またその申請を必要とするかどうかという判断基準がもしあればお教えいただきたいと思っています。

松本城管理課長 まず、2枚目の活用範囲でお話をしました無料の区域である公園内につきましては、基本的には公園条例に基づく使用許可申請をしていただいて、使用料をお支払いいただき、有料で認める方向で考えています。

観覧の有料区域である黒門から中の本丸庭園と天守につきましては、ユーザーの方等が収益をあげているかどうかについて、こちらで判断できないものですから、原則としては使用料を払っていただいて許可をいたします。ただし、ほかの観覧者への肖像権の配慮をしていただくことと、大声で解説をしながらの撮影は観覧者の迷惑になるのでやめていただきたいというお話をしますと、大抵の方は「じゃあ結構です」ということが多いです。どうしても撮影を望まれる場合は、8時30分から5時までの営業時間以外の時間帯に撮影をしていただくという対応をしております。

佐藤委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

教育長 他にはよろしいですか。

福島委員 橋本委員のおっしゃった何年か前の問題ですけれども、結局、5の前提条件の(3)に「観覧者等の観覧環境及び景観を損ねないこと」というのがあって、飲酒とかそういったものが、それ自体としては問題ないと思いますが、それに伴って何らかの景観を損ねるような事態というのが起こり得るかなとは思っているので、そういったときにどういう対処をされるのかということと、営利か営利ではないかということについても、活用許可基準の②で営利目的は駄目ですよと。ただ、営利であってもその次の使用許可基準の③でシティプロモーション効果があればそれは認める。その線引きがよく分からないです。それを検討して、申請して、しかも申請内容を協議されるわけですよ。そこをどういう基準でされるわけでしょうか。

松本城管理課長 まず、飲酒などで観覧者等の観覧環境及び景観を損ねないこと、それが損なわれるような事態が起きたときにどうするかということですが。

福島委員 問題が起きた場合です。起こらないというのは、もしかしたら起こらないかもしれないですけど、起こり得るかなというのは予想としてはあって、当然そのルールを守ってという方だけだったらいんですけど、来る方たちはいろいろな方がいるので、その事業自体、活動自体を監視みたいなことはしているんですかというか、そういう責任が許可したものについては松本城の責任みたいになるんですか。

松本城管理課長 何かが起きるかもしれないからお断りするという今までの対応から、守っていただくお約束を明確にして、公園部分についてはほかの公園と同じようにお使いいただけるようにしていきましょうというのがこの考え方の基本です。

福島委員 そうすると、方向性としては規制を緩めましょうということですね。

松本城管理課長 緩めるということではなくて、こういうことがきちんと守られればお使いいただけますということを、改めて整理したものです。申請書をご提出いただければお貸しするということではなくて、イベントの企画書や、次のご質問の営利か非営利かというところにも関係しますが、収入と支出の予算書を見せていただき、必要以上に儲けが出るような形になっていないことは事前に必ず確認します。

今、実際に相談を受けているイベントも幾つかありますが、収支の予算関係書類や企画書を提出していただいて、それを丁寧に確認したり相談を受けたりしながら精査し、判断していきたいと考えています。

もし観覧環境を損ねるような事態が起きた場合は、松本城管理課長、文化観光部長、市長の責任になると考えています。

教育長 よろしいですか。どうしても運営上でいろいろなことが出てくると思うんですけど、まず一番はこの前提条件のところにあるように、史跡としての価値だとか、それから遺構を傷つけないというのはそれは本当に前提条件ですけど、松本城を大切にしてもらおう、松本城を守っていくということにつながるものであればきちんとルールを守って、例えばその何か起こったときにもちろん市の側も注意をするんですけど、主催する団体の方にも理解をしていただいて、お客さんの行動についても十分に注意を払っていただいて、止めていただくということを理解していただくことも大事ですね。

それでは、報告第1号は報告を受けたこととします。大変なことも多いと思いますが、よろしく願います。

松本城管理課長 はい、頑張ります。よろしく願います。

それから、もう少しお時間をいただきまして、今日お配りをしました今年度の観覧者の状況など少しお話をさせていただいてもよろしいですか。

松本城管理課長 参考資料について説明

教育長 ありがとうございます。次のページにもお堀のことですとか、防災の工事のこととか、世界遺産のこととか特集を組んでいるということでご覧いただきました

と思います。今の内容についてご質問等がありますか、いいですか。松本城とそれから美術館が今年から市長部局に移ったということで、随時このようなことがあったときには教育委員会にご報告をいただくということで引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

松本城管理課長 はい、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

<報告第2号> 令和4年松本市成人式の開催について

生涯学習課長 報告第2号「令和4年松本市成人式の開催について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

橋本委員 問題はコロナ対策だと思います。今の状態だと比較的気持ち的にも安心できるのですが、またこの時期になるとどうなっているか分からないという不安があります。チェックシートとありますが、対象が2,000人ちょっとなので、全員にPCR検査はできないですか。PCR検査が難しいとしても、抗原検査をやった上で、入場を許可するとか。チェックシートだけだと科学的根拠が弱い感じがしますが、そういう検討はされてないですか。

生涯学習課長 そういった検討は、今のところしていません。

橋本委員 今政府でもいろいろなテストをやっているじゃないですか。そういうところをよく注視しながら、まだ時間があるので、もちろん予算もかかってきますので、昨年度それほど予算的には使っていないわけだから、抗原検査では不十分だけど、その辺も含めて検討したほうがいいのではないのでしょうか。

生涯学習課長 チェックシートをお手元にお配りさせていただきましたが、予算の関係もあるということもありますし、保健所にも相談をする中で検討し、考えていきたいと思います。

教育長 OMFが今回、首都圏で緊急事態宣言が発出されてる中でしたけど抗原検査キットを送って、それを使ってというようなことの工夫もあったので、この状態で推移していけばその必要はないと思うのですが、感染状況が厳しくなってきたときには、OMFが取った方法がどのぐらい費用がかかっているのか、それが果たしてどこの時点だと効果が認められるのか、保健所と相談をしてということではいかがでしょうか。

これまでの様子から、1月ぐらいにまた山が来るかもしれないという懸念もありますし、事前に備えておくことは大事だと思います。

生涯学習課長 はい、分かりました。

教育長 他にはございますか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは報告第2号は承認することとし、準備を進めていただきたいと思います。

<報告第3号> まつもと子どもの権利ウィーク期間における子どもの博物館入館料の無料化について

博物館長 報告第3号「まつもと子どもの権利ウィーク期間における子どもの博物館入館料の無料化について」説明

教育長 周知事項でも出てきますが、松本市子どもの権利に関する条例で11月20日が「松本子どもの権利の日」ということになっていまして、その前後に子ども未来委員会の発表とかいろいろなイベントなどをしていますけれども、今回初めて権利ウィークということで周知をしていく、子どもたちに焦点を当てる催しをするということで、それに博物館がいち早く協力してくれたということだと思います。ありがとうございます。

橋本委員 子どもという定義は18歳以下ですか。

教育長 はい。条例でそのようにしております。

博物館長 私どもその依頼を受けてということであります。

橋本委員 わかりました。

教育長 他にはどうですか。

福島委員 博物館は、今までもずっと無料だったように思うんですけど、有料だったでしょうか。

博物館長 大人はほとんどの施設が有料ですが、子どもは無料というところのほうが多いです。

福島委員 多いですね。

博物館長 時計博物館とか、旧開智学校とかは文化財の保護にお金を充てるという趣旨ですので頂戴をしますけれども、それ以外のところは中学生以下は無料となっています。県から子どもの無料化ということで高校生以下の無料化という要望があるのですが、その辺うちの料金体系は中学生以下を子どもとしていて高校生という区分が今はないものですから、また次の条例改正のときにそういうことも勘案をして反映ができればとは思っています。

教育長 他にはよろしいですか。はい、それでは報告第3号は報告を受けたことしま

す。ありがとうございます。

<報告第4号> 令和3年松本市議会9月定例会及び決算特別委員会の結果について

教育政策課長 報告第4号「令和3年松本市議会9月定例会及び決算特別委員会の結果について」説明

教育長 決算の認定は、明日の市議会の臨時会で最終的に認定となりますけれども、特別委員会の結果について報告ということです。

それではご質問、ご意見をお願いします。

福島委員 裏面の学校給食費の件ですけれども、この件だけではなくて、例えば、未納があって、要因等を調査した結果、生活困窮という声が多いということですが、その多いという表現ですけど、実際に表現としてこう書かれると大部分が生活困窮なのかなと思うんですけど、その答弁を受けて、議員さんからはそれ以外の理由で滞納している家庭もあると聞いていると。この言い方も実際どのぐらいがそういう人たちなのかというイメージしか湧かないんですね。ですので、詳細なデータがあるのであればそれをお示ししていただきたいし、ないのであれば曖昧な感じでこういう声が多いですとか、委員会とかで出てくるこういう声がありましたみたいな感想も同じなんですけれど、全体の中の実際本当にどれぐらいの人たちがそういった方たちなのかという、もう少し実態を反映した形での表現にさせていただくと議論がもう少し明確になるかなと思います。

例えば、実際にこの未収金の600万円が大体どのぐらいの世帯数なのかとか、その半数以上が生活困窮という意味でしょうか。

教育政策課長 すみません、こちらは学校給食課で答えているものなので詳細データを持っていないため、今はお答えすることができないんですが、おっしゃられたように具体的にデータをお示しできるようにということを担当課に伝えたいと思います。今回の件につきましては学校給食課に確認をしまして、どのぐらいか分かっていたらまたお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 どんな質問が来るか分からないわけですが、本当は答えるときに、今、福島委員がおっしゃったような具体的な数字を持っていけばそれを基にお答えをするようなことのほうが分かりやすいと思うんですが。

教育政策課係長 631万円の内訳の件数と人数はお答えしています。理由として生活困窮を一番っていうことを回答していたと思うので、そこは少しぼんやりしていた

とは思います。

教育長 今のご質問は、そのうちの何%が生活困窮なのかというところまで答えるべきじゃないかというそういうことですね。

福島委員 分からなければ、その理由として一番多かったのが生活困窮であるということであってもこの言い方よりは非常に明確かなとは思いますが、データがない場合もありますので。

教育長 そうですね。声があるというのは、あまり答え方としては十分ではないかもしれないですね。

他にはどうでしょう。

小柳委員 未収金の処理ですけど、631万円を欠損した場合にはこれは会計上どういう処理がされますか。心配しているのは、この分が食材費に回らなくて質が落ちるといことになるのかどうかです。

教育長 今まではいただいたお金の中で全部収入、支出を回していくということで現金が不足をするということもあったかと思うのですが、令和2年度からは全部公会計になっていますので、市が給食費としていただいたものは負担金として市の歳入に入れて、そして必要な賄材料費は市が支出をするということになっています。ですので、給食費については普通の税金ですとか保険料のように現年分に未収があったとすると、それが滞納繰越分として翌年度に繰り越されます。子どもさんがいる期間が回収できる期間だと思うんですけども、これも一定期間が過ぎて、不納欠損金ということで落とすということもあるかと思えますけれども、通常は滞納繰越分ということで処理します。

小柳委員 市が補填するということでもいいですか。

教育長 徴収すべき債権として徴収し続けるということになります。

小柳委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 他にはよろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、報告第4号は報告を受けたこととします。

<報告第5号> 松本市社会教育委員の活動報告について

教育政策課長 報告第5号「松本市社会教育委員の活動報告について」説明

教育長 この件についてご質問ご意見ありますでしょうか。社会教育委員の皆さんは、コロナ禍ではありますけど精力的に自主的に勉強をして、いろいろなことを研

究して、今回は個別ではありますけども提言いただいたものですので、ぜひ目を通していただきたいと思います。

橋本委員 1つだけ、前回も申しあげましたが、社会教育とは一体何なのかということです。松本らしきとか松本のというそれはそれでいいですけど、もっと社会教育としてやらなければならない項目がいくつもあって、例えば、来週選挙がありますけど投票率がとても低い。本来ならば学校教育の過程でいかに選挙が大切かということがきちんと取り入れられてしかるべきだと思うのですが、そういうものを含めて、それこそ選挙管理委員会と一緒にその投票行動の重要性ということをして社会教育として浸透させるかということも重要だし、それから先日申しあげたように、職業訓練に近いような形でいかに生産性の高い仕事に人々を送り出していくのかという形の社会教育だって必要かもしれないし、何か教育の概念が非常に広がり過ぎてしまって、そういったところは経済関係の部署とも連携をしないといけないだろうし、もう少し実践的な形の社会教育にも力を入れてもらいたいなと思います。

教育政策課長 それぞれの任期ごとに社会教育委員の皆さんには、その任期に取り上げるテーマについて話をさせていただくんですけども、橋本委員がおっしゃったように部局横断であったり、教育委員会の中でもそれぞれの課についてはそれぞれ審議会があったりすることがあるんですけども、課を渡ったり、例えばコミュニティスクールで生涯学習課と学校教育課だとかそういったことに関わるテーマについて過去もやっていただいたこともありますし、今後はもっと広く部局横断といったところも含めてテーマにしていければなというところではございます。ありがとうございます。

教育長 以前ご報告したとおり、教育に関する事務の点検評価ということが社会教育委員の負担になっていたこともあって、役割を分けるということで次期の社会教育委員さんはより社会教育法に基づく本来の社会教育委員の役割である社会教育全般について今ご提案があったようなことも含めて研究を深めていただくということができるとおもいますので、教育委員からこういう意見もあったということでもまた新たな活動をしていただければありがたいなと思います。

他にはよろしいですか。

佐藤委員 コロナ禍の中で非常にご苦労されながら活動されたり勉強されていたという様子が報告書から拝察されるんですが、その中で、例えばシニアのためのIC

T支援が必要だとか、様々な気づきがこの報告書の中に盛り込まれていると思っています。それが今回市のホームページに掲載し周知するということはありますが、提言までは行かなくても社会委員の皆さんのご意見がどこかに提出されたり反映されたりということは今後何か形として行われるのでしょうか。

教育政策課長 個別のそういった細かな指摘につきまして、こちらで取りまとめたりといったことは今のところ考えてはいないんですけれども、教育委員会の中でもこういった活動もあるということでそれぞれの課の中で具体として捉えてけるように周知してまいりたいと思います。

佐藤委員 例えば例で言えば、シニアのICT支援など社会教育の部分でぜひこのご意見が活かされるといいなと思う部分があるので、特に社会教育の分野を中心に6年間の活動が無駄にならないようなつながりができてくるといいなと感想として思っています。

教育長 大切な視点だと思いますので、周知とともに各課にしっかり読み込んでいただいて、具体的な今のような提案があるところはマーキングをして促すとか教育政策課で一工夫していただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。では、報告第5号は承認することとします。報告第6号、第7号は後ほどということで、周知事項をご覧いただきたいと思っています。

<周知事項1> 「まつもと子どもの権利ウィーク」の創設と事業実施について

<周知事項2> 史跡松本城南外堀発掘調査現地説明会の開催及び動画の配信について

教育長 これまでの案件に関して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではこの後の会議は非公開となりますので、傍聴者の方々は退席をお願いいたします。

<報告第6号> 史跡松本城に適した浚渫工法の選定について

城郭整備担当課長 報告第6号「史跡松本城に適した浚渫工法の選定について」説明

教育長 以前、実証実験の結果については報告をしたものですが、改めて工事をしていくための工法を4にあるような3つの項目で選んだということの報告

です。

ご質問ございますでしょうか。

小柳委員 参考までにお聞きします。建設土として再利用ということですが、今の段階では何か使う見通しはありますか。

城郭整備担当 建設発生土として再利用はできるというルールはあるんですけども、実際は業者が処理した後に流通していきますので、現時点で何かに再利用できるというものはございません。最後脱水して片付けるときにそのルールの中で再利用を図っていきたいと考えております。

小柳委員 業者が持って行ってしまうということですね。

城郭整備担当 そうですね、あくまでも最終的に脱水した泥を産廃として処理するのか再利用して流通にかけるのかというところで、当然いろいろな建設工事の中で再利用できる場所があればそこで再利用していただくと今は考えております。

教育長 他にはいかがでしょうか。この残土処分のところで再利用したほうが良いという人が4人で廃棄物処分したほうが良いという人が1人とありますが。

城郭整備担当 選定委員会でいろいろな議論があったんですけども、環境だけのことを考えると県外のプラントに持ち込んでコンクリート材などに混ぜ込んで廃棄物処理をしたほうが環境的にはいいらしいですよ。この場合、コスト的にはかかってしまうという部分があり、コストを負担しても環境に負荷しないという評価をした方もいらっしゃるということで、廃棄物として県外のプラントに排出したほうが環境には優しいというような意見もありました。

教育長 そうですか。それはその方の意見かもしれないけれども、ヒ素の不溶化ということをやって、安全性が保持できるから再利用するということが前提ならば、それがなぜ環境に負荷がかかるということになるのか。不溶化するときには何かCO₂が発生するとかそういう意味ですか。

城郭整備担当 そういうことではないと思うんです。最終的な評価を集計した結果でして、そういった意見はありました。

橋本委員 ヒ素の成分が含まれているからじゃないですか。不溶化はしないけど。

教育長 そういうことですかね。教育部長が委員長ですよ。

教育部長 私がこの意見だったわけではないんですけども、若干心配があるという部分は否めないということで、コストがかかってもそちらのほうを選んだほうが良いという意見でこの方は多分そういう判断でこちらのほうがという評価をした

んだと思います。

教育長 私が心配するのは、これを評価しているのが市の職員だけですよね。だから、私と同じように引っかかる人がいて、そもそもヒ素は大丈夫だから残土処理するということなのに、市の分かっている人の中に危険だっていう人が1人でもいるのは、これ危険なのではないですかというような意見が出てこないかということが心配です。

城郭整備担当 今年度中核市になりまして、残土処分については廃棄物対策課が所管していますが、選定委員会を開催する前に相談相談した中では、そういった処理もでき得るという回答でした。ただ、実際に処理計画を作るときには事前相談をしてほしいという話がありました。

橋本委員 ここはしっかり詰めておかないといけないのではないですかね。ヒ素の不溶化は科学的にどういうふうにするのか、この1人の人が言うように不溶化をしてもヒ素が残ったときにその土自体はどういう効果を及ぼすのか。ヒ素が残った土というのはどういう問題があるのかそういったところもよく詰めておかないといけないと思いますよ。これだけ環境問題に今みんなの関心が向いている状況の中で、ここは論点としては大きいと思いますね。

教育長 それと1枚目の3(2)のイで、まさにその脱水処理と残土処分は専門的見地から処理方法の適性を評価した上で各委員が選定し結果を集約とありますよね。だからその専門的見地からということがどういうことなのか。浚渫装置のところはいろいろな観点で点数をつけていくわけですね。景観への影響だとか安全管理だとか史跡への影響とかそれぞれ項目を分けて評価点をつけて、価格も大事だからこれで評価したと。だけど、残土処分のところは、ここが点数ではなくて何対何となっているところが余計に気にかかるので、この懸念については、また委員長とよく相談をしてほしいと思います。

教育部長 分かりました。

教育長 他に何かご懸念があれば、アドバイスをいただきたいと思います。

佐藤委員 点数でいえば388点という②だと思うのですが、価格評価点でみると②が一番低い点数である中で、莫大な金額がかかることを考えると、125点の①と108点の②の差は金額的にすごく大きな開きがあるのか、ないのか教えてください。

城郭整備担当 金額につきましては、最低金額の見積額を割り返しています。最低金額の見

積りが100点となり、あとは比率で計算がされています。

佐藤委員 比率なんですね。

城郭整備担当 はい、金額の比率で計算しております。

教育長 これは、工事そのものの価格評価ということではないものですから、業者によっては人件費や手数料といったことも価格に含まれていると思うんですね。でも、それは除いたところで価格を評価しないと、例えば人件費について、時給1,000円としている業者と1,500円としている業者とで価格点を同じように比べることに、妥当性があるのかという議論はありませんでしたか。

城郭整備担当 まず面積と浚渫する泥の量、3年間でこの時期にやりますという同じ条件で見積りを取りました。確かに各業者によっての受注とかその辺は非常に難しい議論があると思うんですけども、なかなかそこまでを設定して、見積りを依頼することは難しい中で土量と期間は同じ条件ということで見積りを取りました。

教育長 でもその見積りの中には、人件費だとかが含まれての工事請負費ですよ。今回は業者を決めるものではなくて工法の優劣を決めるものだったら、難しいとは思いますが、人件費等を入れて決定していいのか。例えば、今回選ばれた水底土砂ポンプ浚渫工法を実施した業者がイコール契約になるということではないですよ。

城郭整備担当 はい。

橋本委員 だとすれば、価格点は外へ出したほうがいいと思います。

内訳にして合計点を出すから議論が変な話になってしまうと思うので、価格点を乗せても②の工法がいいわけですよ。

城郭整備担当課長 はい、そうです。

橋本委員 参考として、外出したほうがいいかもしれないですね。

教育長 価格点を除いても順番は変わらないですね。

城郭整備担当課長 そうですね。一番は史跡であるので、史跡を傷めない、保護してきちんとできる工法ということが一つ大きなポイントではありました。この3つの工法の中では今回選ばれたものが史跡への影響が最も少なくできるということで評価が高かったということです。

橋本委員 それから松本城は近隣住民と近いから、その工法が周辺住民に与える影響といったところも決して無視できないですよ。

城郭整備担当課長 はい、そうですね。そのことも評価点のポイントとしてあります。

橋本委員 そうですよ。だからその合計がこの評価点になるわけだから、これを第一義的にでも、これが2倍ぐらいかかるとなると考えないといけないかもしれないけど、むしろ価格は外出しにしたほうが、説得力が増す気がします。それから、これは点数にせず生の数字、価格にしたらどうですか。

教育長 私もそう思います。価格は生の数字にして、参考までにとして、結果のところに、今ご意見があったような、こういう点が評価がされてこうなりましたという説明を入れたほうがいいかなと思います。指定管理者の選定審議会の審議結果では、こういうことでここはこうだったけどこうだったという簡単な5行ぐらいの講評のような記載があったと思うんですけど、そういうことを書いたほうがいいですね。

小柳委員 今回の3の(2)選定方法のアのところを見ると、「装置は史跡への影響、仮設の設置状況等の技術評価点と価格評価点」とあるから、この価格というのは装置の価格で、この船みたいな装置がいくらかかるということだと思いますが。

橋本委員 装置を動かすためには、人が必要で装置の価格だけでは足りないですよ。

小柳委員 そうですよ。

橋本委員 合計点にするために指数が必要だったら金額があって、それを指数化した数値を括弧内に示して、比較できるとか。

教育長 そうですね。価格もトータルでは検証しました。だけど点数的にはこうでしたという記載にしたほうがいいですね。

橋本委員 金額が倍違うと考えるとしまいますよね。

教育長 はい、そうですね。他にはありますか。

佐藤委員 ②の工法にしたときにも施工業者は複数社あるということですか。これで工法を決めてしまったら限定されるということではないですよ。

城郭整備担当課長 はい。複数社あります。

佐藤委員 分かりました。

教育長 よろしいですかね。庁議や経済文教委員協議会に報告する前に部長を中心に、今のご意見を反映させて誤解を生じないようにわかりやすい資料にしてください。

それでは、報告第6号は承認することとします。ありがとうございました。

<報告第7号> 指導上の措置について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<その他> 事務局から日程について連絡

教育長 以上で第7回定例教育委員会を終了します。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

<<閉会宣言>>

伊佐治教育長は、令和3年度第7回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時00分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

橋本 要人

小柳 廣幸
